

「部活動指導ガイドライン」について(見解)

2018年9月 愛知県高等学校教職員組合

9月3日、県教委は「部活動指導ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を発表しました。「ガイドライン」では、練習時間の具体的な目安などを盛り込んだものの、一方で、練習時間の目安について「柔軟な取り扱い」が盛り込まれていたりするなど、問題が残る部分が数多くあります。そして、何より「ガイドライン」の実効性を持たせる仕組みについては全く言及されていません。こうした点に現れているように、「ガイドライン」は不十分もしくは問題を持つ部分が多いと言えます。以下、こうした観点から「ガイドライン」に対する見解を表明するものです。

部活動の現状認識については、「生徒の自主的、自発的な参加」という原則や勝利至上主義の問題に加え、「スポーツ障害やバーンアウト(燃え尽き症候群)」についても言及しています。また、繰り返し愛高教が主張してきた「経験のない部活動の顧問を任されて負担を感じている」という問題や部活動の「過熱化」が教職員の長時間過密労働の要因となっているという点についても言及されています。一方で、「経験のない部活動の顧問を任されて負担を感じている」としたにも関わらず、これを解消するための具体的な施策については言及されていません。また、部活動の「過熱化」の要因となっている大会やリーグ戦の実施方法を改善していくという点についても盛り込まれていません。加えて、「活動計画の作成」や「児童生徒の状況把握」に関わっての「個人ノート」の作成など、更なる多忙化につながりかねない記述も見られます。総じて「ガイドライン」の中には、部活動問題の解消に向けた県教委による実効性ある施策に関する記述が見られません。部活動問題を解消していくためには、「現場任せ」にするのではなく、引率もできる「部活動指導員」の大幅拡充や「部活動の指導を希望する教員又は外部指導者が、各部活動単位で保護者と顧問契約を年度単位で行う」(「教員の多忙化解消プラン」より)といった部活動に関する新しい仕組みづくりなど、県教委の主体的な姿勢にもとづく実効性ある施策が必要不可欠です。

具体的な活動の部分については、愛高教が繰り返し述べてきた科学的な知見に立った活動という視点が盛り込まれ、「休養日や適切な活動時間の必要性」に言及しています。そして、休養日や活動時間については、具体的な数字が盛り込まれ、休養日については「学期中は、週当たり2日(平日に1日と週末のいずれか1日)以上の休養日を設ける」、活動時間については「平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする」とされました。一方で、休養日や練習時間について、「各学校の教育方針や実情、生徒の実態や競技種目等の特性に応じて」設定するとされたことから、休養日や活動時間に関する具体的な指針が形骸化することにつながりかねません。また、早朝練習に関しても「始業前の活動については、補助的で最小限の活動とする。実施する場合は、その目的を明確にし、地域や学校、各部活動の実情に応じて適切な活動時間を及び活動内容とする」という形で盛り込まれましたが、各市町村教育委員会の中には、独自に「原則廃止」を打ち出したところもあり、そうした事例から見れば、朝練習に関する「ガイドライン」の文言は課題が残るものです。さらに、こうした休養日や活動時間に関する指針について、実効性を持たせる仕組みについて「ガイドライン」では全く言及されておらず、大きな問題と言えます。また、この夏、異常な暑さが続いたことを受け、愛高教が行った申し入れにより、高温時の対策が「ガイドライン」の中に盛り込まれるとともに、「体罰」についても「いかなる場合も体罰を行ってはならない」ということが打ち出されました。しかし、体罰については、なぜ発生するのかという分析までは見られません。教育的な視点に欠け、いわゆる勝利至上主義に陥ることが体罰の大きな要因となってきたことを明確にすべきです。

1月25日、岡崎商業高校教諭の「公務外認定」の事案について、名古屋高等裁判所から「公務外認定を取り消す」とする画期的な判決が出されました。この判決は、部活動指導など教員の勤務の内容の精神的な負担の大きさに言及するなど、学校現場における長時間過密労働の深刻な実態を浮き彫りにするものでした。引き続き愛高教は、岡崎商業高校教諭の「公務外認定」の事案に係る名古屋高裁判決をふまえ、教育的な視点に立ち、部活動の「過熱化」の是正、そして長時間過密労働の解消に向けて、とりくみをすすめていきます。

以上